

福祉サービス第三者評価

評価結果報告書

パレット保育園センター南

2022年11月

第三者評価機関

特定非営利活動法人

よこはま地域福祉研究センター

Third party evaluation

目 次

施設・事業所情報.....	1
総評.....	2
第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント.....	3
評価結果 共通評価.....	4
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織.....	4
評価対象Ⅱ 組織の運営管理.....	6
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施.....	9
評価結果 内容評価.....	13
A-1 保育内容.....	13
A-2 子育て支援.....	16
A-3 保育の質の向上.....	17

施設・事業所情報

第三者評価機関名

特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター

①施設・事業所情報

■名称	パレット保育園 センター南	
■種別	認可保育園	
■代表者氏名	平澤 千景	
■定員（利用人数）	40人(45人)	
■所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 5-1 港北東急百貨店 6階	
■TEL	045-949-9211	
■ホームページ	http://www.p-hoiku.com/	
【施設・事業所の概要】		
■開設年月日	2002年11月1日	
■経営法人・設置主体	株式会社 理究	
■職員数（常勤）	17名	
■職員数（非常勤）	4名	
■専門職員（名称別）	・施設長	1人
	・保育士	17人
	・栄養士	3人
■施設設備の概要	・居室数	3
	・設備等	保育室、調理室、事務室、倉庫、更衣室など

②理念・基本方針

保育理念

1. ひとりひとりを「大きな家族」の一員として認め、役割を認識させ、愛情を持って育てます。
2. ひとりひとりの子どもを見極め、発達段階に応じ、「感性・知性・体力を培う」三位一体のバランス保育・教育を信条として育てます。
3. ひとりひとりが意欲的な生命力を発揮できるよう「自立と自尊と自律」の精神を大切に育てます。

保育の方針

「保育所保育方針」に準じ、保育・養護の視点と発達・教育の視点で、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言

葉]・「表現」の五領域を縦断的にとらえ、子どもの成長に合せ、子どもの力を最大限に引き出すよう努めます。

1. スタッフの基本行動原則「丁寧・賞賛・感覚・微笑・予習＝余裕」に基づき、保育者チームは、大きな家族の構成員として見守る保育を実践します。
2. “個性豊かで元気な頭の良い子”を願う保護者のニーズに応えられる「幼児プログラム」を実践します。幼児教育プログラム実践の要諦は、子ども自身の「意欲」です。「やりたい、知りたい」という好奇心を大切にします。
3. 自分のことはできる限り自分でできる喜びを得る、そして最後までやり抜く、頑張れる「自立支援」保育を実践します。
4. 縦割り実践教育形態を通じ、小さな子、弱い子を思いやれる、仲間との関係を大切にする、など他者との中で「自律」する力をつける保育を実践します。
5. 自分は愛されている、そして、頑張ればやり通すことができるという「自尊感情」を育み、人間の土台づくりをする保育を実践します。

③施設・事業所の特徴的な取組

センター南駅すぐの商業施設内 6 階に設置された定員 40 名の小規模保育園です。

2 クラスで 1 つの保育室を使用しており、活動内容に合わせて異年齢交流や合同保育もおこなっています。全園児で 1 つのクラスのように職員は全園児に関わり、情報を共有し、見守っています。

子どもたちは店舗の従業員や警備員と挨拶をしたり、製作物を設置してもらうなど、立地ならではの交流があります。また、屋上に人工芝の園庭があり、運動やプール遊びに使用するほか、プランターで野菜を育てています。

④第三者評価の受審状況

■評価実施期間	2022/6/10	(契約日)～	2022/10/11	(評価結果確定日)
---------	-----------	--------	------------	-----------

■受審回数 (前回の受審時期)	4	回 (2017	年度)
-----------------	---	-----	------	-----

総評

【特徴や今後期待される点】

【特徴】

◆職員は保育理念の「大きな家族」を基に同じ志で日々の保育をおこなっています。

子どもたち一人ひとりの状況は職員全員で共有し、その子どもにあった対応を誰もが同じようにできるように気をつけています。それは子どもに対してだけでなく、保護者に対しても同様に気配りし、園全体で見守っています。園の理念は毎年全員で話し合い、理解を深めています。施設長と保育士間、保育士と栄養士間、保育士と子どもたち、子どもたち同士、いずれもお互いを尊重する温かい関係にあり、園全体を「大きな家族」としてとらえることが浸透しています。職員の語り掛けは優しく、急かすような声掛けや否定語、大声はなく、いつも穏やかです。働きやすく温かい人間関係のため、職員の定着率が高く、そ

れが新人の育成や円滑なクラス運営につながり、子どもたちが安心して穏やかに過ごせる園になっています。

◆子どもたちは保育士に見守られ、のびのびと園生活を楽しんでいます

子どもたちは保育士に見守られ、年齢に応じ基本的な生活習慣を身に付けていきます。デイリープログラムは子どもたちが主体的に生活するためにはどうしたらいいかを大事に考えて、それぞれのクラスの子どもの月齢や生活リズムを考慮したものになっています。日によって子どもたちが遊びこめる時間を保証して、食事時間を少し遅めにしたり、体調を考慮して午睡時間を早めたりしています。また、継続して遊ぶことができるように作成途中のブロックを保存する箱を用意したり、行事で製作した小道具を普段の遊びに使って遊びが発展するようにしたりしています。戸外でも室内でも、乳児はひとり遊びや2,3人の好きな友だちとゆったり遊び、幼児は集団でルールのある遊びを元気に楽しんでいます。友だち同士の関わりも保育士の見守りの中で育まれ、ケンカの仲裁をしたり、困っている友だちを助けたり、お互いを思いやることができ、仲良くのびのびすごしている姿が見られました。

【今後期待される点】

◆お互いに学びあう意識を持つことにより、さらに保育の質が高められることが期待されます

法人は年間研修計画を作成し、個人別に研修計画を作り、外部研修にも積極的に参加できるようにして人材育成をしています。指導計画に関する研修もありますが、指導計画の立て方や日々の振り返りにクラスによりばらつきがみられます。各クラスの指導計画を共有する時間を設けることや、日々の保育実践について率直な意見交換をするなど、お互いに刺激し合って保育の向上を目指すことにより、さらに保育の質が高められ、自信を持って日々の保育にあたることを期待されます。

第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

受審にあたり、定義や目的、流れ等をご説明いただき、センター南園の良さや強みを見つめる機会となりましたことに感謝申し上げます。また、例年の自己評価より深く、園の取り組みに対して全スタッフで見直すこともできました。

引き続き、子どもたちと保護者と全スタッフで「大きな家族」として温かい関係性を築きながら、今後は評価結果をもとに計画や保育、福祉サービス等を本社及び全スタッフでより良く改善していきます。

第三者評価結果

※かながわ福祉サービス第三者評価推進機構では、a・b・c評価の判断基準を次のように定めています

- a評価：よりよいサービスの水準・状態
- b評価：多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組の余地がある状態
- c評価：b以上の取組となることを期待する状態

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 </div>	a
<コメント> 理念と目標、運営方針はしおりの中に明記されていて利用者の入園時に保護者等に説明されるほか、法人の運営するホームページでは、各園の紹介とともに理念をわかりやすい表現で閲覧者に語りかける文章によって説明しています。その内容は法人の目指す方向、考え方の中から保育向けの内容を取り上げています。理念を象徴する「大きな家族」という言葉が職員にも浸透しており、また保護者等からも「大きな家族」という言葉が聞かれます。新しい職員に対しては入社時に法人からの説明があり、園内では施設長が年度初めに理念と目標、運営方針を話しています。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 </div>	a
<コメント> 施設長は定期的開催される2つの会議によって社会福祉事業全体の動向や地域の各種福祉計画の策定動向、内容や各種統計情報を把握しています。園長会では行政からの情報を定期的に入手し、施設長会議では法人が収集、分析した子どもの数等に関するデータや園が位置する地域での特徴・変化等の経営環境情報を入手しています。コスト分析を含む保育所利用者の推移、利用率等はエリアごとに法人の分析チームが定期的に分析を行い、3年間の推移を可視化しています。これらの情報は施設長から職員に対して園内での会議を通して共有されています。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。 </div>	b
<コメント> 法人として園の経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしています。今年度は募集園児に関して乳児クラスの定員とその入園希望者数が合わず、応募の実情に合わせて柔軟に対応しました。また、今年度になってエアコンの老朽化が問題となりつつあるので建屋の所有者との交渉をしています。法人の分析を待つだけでなく、園として職員も交えて現状を分析した上で対応すべき問題、課題を具体的にしてお互いに対応方法についても共有することが望まれます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 </div>	b
<コメント> 法人が中期計画を作成し、これを園の中で共有しています。計画の具体的内容は園からの意向も含む形で検討されています。収支計画も法人が策定しますが、これは中期計画書とは別にサーバー上のファイルに保管されています。中期計画は法人が毎年見直しを行っています。内容としてはテーマが具体的に記述されていますが、いつ・誰が・どの段階まで進めるか・どのように検証するかの記載がありません。これらPDCAサイクルの実施に必要な要素を一覧でき、定量的に評価できる形になっていて関係者がいつでも見返すことができる状態にあることが期待されます。	

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
---	---

<コメント>

単年度計画は中期計画から今年度実施する項目を決定し、目標入所園児数を明示して結果に対する評価が行えるようになってい
ます。今年度は計画がカテゴリー別に整理されて実施すべき項目が深耕されており、経営の側面から導出された項目と保育現場の品質
向上を目指す項目が具体的になっています。また、これらの項目をSDGsに当てはめて「すべての人に健康と福祉を・質の高い教育を
みんなに」「ジェンダー平等を実現しよう・働きがいも経済成長も」「質の高い教育をみんなに・ジェンダー平等を実現しよう・働
きがいも経済成長も」「質の高い教育をみんなに・働きがいも経済成長も・住み続けられるまちづくりを」「エネルギーをみんなに
そしてクリーンに・つくる責任 つかう責任・気候変動に具体的な対策を」の5種類に再整理しており、時代に合わせた目標設定が工
夫されています。単年度計画の定量的な目標値を明確にすることで達成度を評価しやすくすることが期待されます。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
--	---

<コメント>

中期計画、単年度計画は共に職員の自己評価で出された意見を集約して反映する形で法人とも話し合いの上で策定されています。各
計画は工程表と締切一覧、手順書それぞれを確認することによって状況が把握される仕組みとなっています。計画の実施結果につい
ては報告内容について法人の承認を得ることで客観的な評価がされています。事業計画の策定にはPDCAサイクルの仕組みが不可欠で
あり、それに基づいて策定された中期計画、単年度計画を職員にわかりやすく周知し、内容と進捗度合いに関する理解を促す機会を
さらに増やすことが期待されます。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
--	---

<コメント>

事業計画に上がった内容は保護者等に説明をしており、単年度計画については年度終わりに次年度での変更点を伝えるようにしてい
ます。特に保護者にとって関係の深い保育に直接かかわる内容については、保育園向けアプリで配信し、簡潔な表現で保護者等への
周知方法を工夫しています。保育園向けアプリ以外に園だよりでも行事関係を具体的に周知していますが、事業計画によって当園が
理念・方針をどのように具体的に実現するか、体系的に計画していることをわかりやすく示し、保護者等に理解してもらうことで参
加を促すことも期待されます。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b

<コメント>

法人としてPDCAサイクルにもとづいたスキルアップに取り組んでおり、人事政策として結果に対する分析等も行っています。職員は
毎年2回勤務考課・能力考課を自己採点した上で施設長と面談を実施しており、進捗状況の確認と評価をおこなっています。園に対す
る客観的な評価のために系列にある施設長が年に1回保育環境整備として評価を行い、結果を分析・検討する場が組織として位置づけ
られ実行されています。評価結果についてはその内容を職員にも周知して今後の検討課題にしています。自己評価を毎年1回実施し、
第三者評価を5年ごとに受審しています。PDCAサイクルの重要性について職員に理解を促す方策の実施が期待されます。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
--	---

<コメント>

評価には法人内の系列園の施設長も環境整備として参加しており、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題はまず園内の会議
の中で発表され、議事録に記録することで当日参加できなかった職員とも情報を共有するように図られています。評価結果から明確
になった課題に対する改善策を職員と共に策定をし、実際の改善状況については法人内の系列園の施設長に報告することになってい
ます。年1回実施する自己評価は法人ホームページの当園ページに公開されています。職員間での課題の共有化と改善策の策定に対す
る職員の参加はすでに図られていますが、具体的な計画策定への参加が期待されます。

Ⅱ 組織の運営管理
1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント> 施設長の役割と責任および施設長への報告事項は法人が毎年作成するハンドブックに明記されており、毎年職員に説明をすることで施設長は自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしています。この中には平常時のことだけでなく有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確になっており、有事における連絡先、施設長が不在の場合の権限委任者を含めて明記されています。特に有事に関しては危機管理マニュアルに危機管理における指揮権について具体的に記載し、職員にも周知しています。	
【11】 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント> 毎月実施される施設長会議の場で法人が主催する研修が開催されており、その多くは広義の意味での法令等遵守に関する内容となっています。施設長はその内容を理解して行政や地域、建屋管理者等の利害関係者との適正な関係を維持すると共に保育所の中では職員にその内容を周知して情報共有しています。労使協定（36協定及び32協定、24協定）を常に有効となるように労使間で更新して協定書の原紙はファイリングして常に取り出せるように整備されています。職員に対して全国保育士会倫理綱領を周知することで、保育士としての心得を広義の意味での法令等遵守の観点でも理解するように促しています。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は年2回の職員との面談によって職員の目標や要望を継続的に把握し、法人とも情報共有をしています。また、会議では職員が発言する時間を確保して保育の質を向上させるために必要な討論を誘導して課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮しています。施設長は研修に関する案内を職員全員に対して周知し、参加を推奨しており、職員からも質の高い保育の研修を受講できることが高く評価されています。また、新規採用の職員に対してはOJTを行って細かくフォローすることで職員の確実な保育の質の向上を促しています。	
【13】 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント> 施設長は法人の担当者と毎月会議を開催して分析結果を確認しながら業務の実効性向上につながる方策を検討し取り組んでいます。職員の働きやすい環境を意識して年間単位で固定シフト制としています。また、業務の効率化と円滑な情報共有のためにICTを積極的に活用しています。保育現場でのタブレットや保育園向けアプリの活用、保護者等との連絡用としての保育園向けアプリ活用の他にコロナ禍でのコミュニケーション方法としてオンラインミーティングの実施、職員間の円滑な情報共有のためにグループウェアやコミュニケーションツールの導入などによって職員の業務実効性の向上に対する関心を促しています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<コメント> 法人として理念にもとづく基本方針があり、福祉人材の確保と育成に関する方針も確立しています。これに沿って各園にとって必要な福祉人材の確保を計画し具体的な人材確保を実施しています。採用された職員は法人による初期研修で基礎を学んだ後に当園にてOJTによる細やかなフォローを受けます。職員の継続的な確保のために年間単位の固定シフト制をとり、法人全体での産休育休を取得しやすいように工夫しています。コロナ禍により実績は止まっていますが、実習生を積極的に受け入れて保育への動機付けを促しています。保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人管理体制の整備について継続的な取り組みが期待されます。	
【15】 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<コメント> 法人の理念と基本方針にもとづいた「期待する職員像等」は明確になっており、ハンドブックの「保育スタッフ行動原則A」「保育スタッフ行動原則B」「保育スタッフ行動原則C」「保育（講師）指導原則」として具体的に列挙されています。職員は「できたかなシート」で職務に関する達成度を検証する機会が与えられています。人事評価は法人として基準が定められており、職員全員が公平な評価を受ける仕組みがあります。施設長が個別に職員と面談を行う際に職員の意向や意見を聴取しており、柔軟な改善策を実施しています。職員自身が気付いていない適性も含めて評価し、キャリアデザインの構築を支援することが期待されます。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
---	---

<コメント>

職員が、重大な健康被害につながる潜在的で自分自身では気が付きにくい体調不良を抱えた状態で業務を行うことがないよう、毎日ミーティングノートに自分の「元気度」をA,B,Cの3段階で表現する仕組にして確認しています。また、健康状態を維持しやすいように職員のシフトを年間で固定しており、早番、遅番という規定のパターンだけでなく出退勤時刻の柔軟な調整により職員の休暇スケジュールにも対応できるようになっており、職員各自のワーク・ライフ・バランスにも配慮しています。新規採用時と異動の1年目は施設長と法人担当者両方の面談を実施して職員が相談する機会を多く作っています。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	b
--	---

<コメント>

法人として期待する職員像を明確にしており、中期計画及び年度計画によって具体的に明示しています。施設長と職員との面談は年に2回あり、1回目では目標に対する進捗状況を確認して年度末の2回目では目標の達成度や来期の目標を話し合う事で職員各自に対してきめこまかく対応をしています。新しく入った職員に対しては特に気を付けており、育成を担当する職員と年に4回の面談を行う事で期待する職員像に近づくための指導を行っています。法人や園の目標や方針について、職員が理解しやすいように具体的な説明を行って徹底することが期待されます。

<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
--	---

<コメント>

現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、期待する職員像は基本方針及び中期計画や年度計画によって常に明確になっています。研修についても法人として年度計画があり、基本方針や計画の中に園が職員に必要とされる専門技術や専門資格をわかりやすく提示した上で職員のレベルに合わせて研修受講を促しています。研修テーマや進め方の計画も法人単位で毎年評価し見直しをしています。時代に合わせた研修も意識しており、保育に密接に関することだけに限定せず、近年ではSDGsや人権問題など、今の時代の要請に合わせた研修も実施しています。

<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
--	---

<コメント>

個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等をデータベース化して管理しており、いつでも確認できるようになっています。新しく入った職員に対しては育成を担当する職員を定めてきめ細かく指導することで適切なOJTを実現しています。職員は毎日の屋礼で、経験や習熟度に配慮した個別的な意見交換を行っています。法人として階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施しています。外部の研修情報は毎月実施する会議の場で周知し、なおかつ議事録に残すことで全員が情報共有できるようにしています。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

<p>【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	b
--	---

<コメント>

コロナ禍の影響で滞っていますが、園の体制としては実習生を積極的に受け入れ、保育に関心がある場合は雇用に向けた話もしました。法人としての考え方として保育に関心のある人に門戸を開き適切な教育をするということがあり、実態としては実習プログラムがあり、なおかつ個別の実習生に合わせた指導を行うことが徹底されています。その一方でマニュアルは基本的な事項を確認することに専念しています。今後のさらなる改善点として、マニュアルを「これに沿って実施すれば全てが円滑に進む」というところまで掘り下げて、誰が読んでも実施できるレベルにすることが推奨されます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<コメント> 法人のホームページの中に当園だけのホームページもあり、法人全体の理念や基本方針、保育内容などがわかりやすく公開されています。その中には当園の第三者評価受審内容がわかるようにリンクも貼ってあります。地域に向けて、園の入っている商業施設のホームページにも情報が掲載されています。また、横浜市の「子育てひろば」で当園の概要を配布しており、保護者等から要望があった際には財務諸表を開示することが決まっています。さらなる情報開示として、事業計画、事業報告、予算、決算情報の公開や第三者評価受審内容の直接的な掲示が期待されます。	
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント> 園の管理業務は施設長及び副施設長が担当しており、一般職員は保育以外の業務に関する権限は持っていません。法人による事務、経理、取引等に関するルールとして園の業務は現金出納に限定されており、その権限と実行可能範囲は規程によって明示されています。出納担当だけが金銭に関することを扱うことができ、これは職員にも周知されています。必然的にその内容は法人として内部監査を行っています。外部監査として顧問税理士による経営全体の監査支援と経営改善支援を受けており、経営力強化のための具体的な提案を受けたこともあります。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<コメント> 放課後等デイサービス、児童発達支援、病児保育、行政や民間の相談窓口等のチラシを、玄関に配架・配布しています。年長児は近隣他園との交流保育や小学校訪問・交流をしています。保育園が入っている商業施設のスタッフとは園児の散歩の際に挨拶し、店内装飾への作品提供などを行っています。区内の農園で、農園の方の支援を受けて園児の芋ほり遠足を行っています。交通安全指導や子ども消防研修で、園児は警察署員や消防隊員から話を聞いたり、消防署見学を行ったりしています。今年度からの法人による中期計画、また園の事業計画において、地域交流への取組みがあげられています。今後は地域との関わりについての基本的な考え方についても文書化し、さらに充実した取組につなげていくことが望まれます。	
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<コメント> 「ボランティア受入れマニュアル」、ボランティア参加者のための留意事項・誓約書があり、園はボランティア受入れに際し、子どもへの接し方なども含め説明をして誓約書に捺印を得ています。ボランティアは原則として、「保育またはそれに準ずる職業を希望するもの」であり、「仕事は主に製作や掃除、整頓などを中心とする」としています。コロナ禍前は小学生や中学生の職業体験を多数受け入れており、今後再開したいと施設長は考えています。法人では今年度からの中期計画の中で地域ボランティアの積極的な受け入れをあげています。今後は基本姿勢について見直し明文化するとともに、児童生徒だけでなく幅広くボランティアを受け入れていくことが期待されます。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<コメント> 施設長は月一回程度の系列園との施設長会議、園の入っている商業施設の店長会議、また年数回、都筑区認可保育所等園長会議、横浜市幼保小連携教育交流事業に参加し、その内容は会議で職員と共有しています。園は民生委員に第三者委員を務めてもらっています。近隣園との交流保育、小学校と近隣園共同の交流会を、職員が協働して行っています。配慮が必要な園児や、虐待等権利侵害が疑われるケースについて、都筑区こども家庭支援課・横浜市北部地域療育センター・民間の児童発達支援・横浜市北部児童相談所と連携して対応しています。園の入っている商業施設とは、防災やイベント等で協同しています。今後は新型コロナの感染拡大状況に応じて関連機関と連携・工夫しながら地域の課題に取り組んでいくことが期待されます。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<コメント> 園は都筑区認可保育所等園長会議、横浜市幼保小教育交流事業などで地域の情報を収集しています。今年度から始めた「あそび体験&お話し会」では、参加者が子育てに関する困りごとなどを共有できる時間を設け、地域の子育てに関わるニーズの把握に努めています。園は育児電話相談の案内を入口の外に掲示していますが、今まで利用の実績はなく、ホームページの活用など周知の方法の工夫が望まれます。また今後は、園の第三者委員である民生委員等地域の支援者を通じて積極的に情報収集をはかるなど、多様な手段で地域の福祉ニーズの把握にさらに取り組むことが望まれます。	

<p>【27】 Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

地域の親子対象の「あそび体験&お話し会」では、参加者に子育てに関するアドバイスや情報提供を行っています。園の入口の外に「子育てポケット」の掲示コーナーを設け、育児に関する食事や排泄などについてのヒントを載せたカードを設置し、商業施設利用客が自由に取れるようにしています。園が堅牢な商業施設内にあることから、災害時に帰宅困難になった園児と保護者の待機が可能となっています。法人では今年度からの中期事業計画で地域の災害拠点化をあげており、今後は子連れの商業施設利用客等に対しても、一時的な避難の受入れや備蓄品の提供等を行いたいと施設長は考えています。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
-------------------------	---------

<p>【28】 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	b
--	---

<コメント>

保育理念に『ひとりひとりを「大きな家族」の一員として認め（中略）愛情を持って育てます』と謳い、毎年保護者に配布するしおりでも示しています。職員用ハンドブックに全国保育士会倫理綱領を掲載し、内容を職員は定期的に確認しています。職員は人権擁護のためのチェックリストを用いて人権研修を受けており、今後は毎年人権研修を行う予定です。保育の中で子ども同士で話し合いをする場面では、一人ずつ発言の機会を作りお互いの意見を聞くよう、また一人の子どもの意見に偏らないよう、援助を心掛けています。

<p>【29】 Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	b
---	---

<コメント>

着替えや排泄、水遊び等についてマニュアルが整備されています。プール遊びは建物の屋上で行うため、その前後に水着で商業施設内を通して移動する際には、視線を遮るように工夫しています。4・5歳児には、性差に関する絵本を使って正しい知識を身につけられるようにしており、気になることがあれば保護者と状況を共有しながら対応にあたっています。プライバシーに配慮した保育について、入園時に保護者に説明しています。マニュアルは毎年読み合わせをしていますが、保育観察では着替えやオムツ交換の際に配慮の徹底が不十分な様子も見られました。実践について再度全体で確認することが望まれます。

(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
---	--

<p>【30】 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

ホームページに園の情報や保育活動の様子、園生活のQ&A等をホームページに分かりやすく掲載しており、活動の写真は随時更新しています。また空き状況、費用なども掲載しており、見学の予約もホームページで受け付けています。見学会は通年実施し、希望者の多い時期は週に2回程度、年間100組程度を受け入れています。見学は現在、基本一組につき大人一名の参加とし、子どもの同伴も可能としています。施設長は見学申込状況を随時確認し、空きが少なくなると実施日を増やしています。見学会は施設長が副施設長が対応し、20～30分程度説明をし、10分程度を質疑にあてています。法人は今後ホームページのリニューアルをして、地域に向けたイベントの情報も載せていく予定です。

<p>【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
--	---

<コメント>

次年度入園児保護者に対し入園説明会を3月の第一土曜日に開き、入園案内・重要事項説明書を分かりやすく説明し同意書を得ています。今年度はコロナ禍のため、3月の中旬に個別に入園説明および面談を行いました。入園前面談のスケジュールは保護者の都合に合わせて、兄弟児であれば迎えの時間に合わせるなど対応しています。慣らし保育は10日程度行っていますが、子どもの様子や保護者の仕事の都合に合わせて柔軟に変更対応しています。特に配慮が必要な保護者への説明について、ルール化まではしていませんが、外国籍で日本語の不自由な保護者については予め理解度などを区の担当者に確認し、面談等の際は日本語の分かる人の同伴をお願いしています。

<p>【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

園児の転入の際には、入園面談時に保護者から変更前の保育所での様子を聞き取り、保育の継続性が損なわれないよう配慮しています。転出の際には、保護者から退園届を受け、横浜市で定められた手順に沿って対応しています。保育所の利用が終了した子どもについて、その後の相談方法に関する文書は作成していませんが、施設長が窓口となり近況連絡等を受けたり、訪問を受け入れたりしています。

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

<p>【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	b
---	---

<コメント>

個人面談を6月と1月の年2回、不要と回答した保護者にも理解を求め全員に行っています。年度末に進級説明会を行っています。保護者主体の保護者会はありませんが、園・法人・幼児クラスと乳児クラスそれぞれの保護者代表2名、第三者委員である民生委員から構成される運営委員会を年2回行い、保護者から意見を聞き取っています。運営委員会・行事アンケートや日々のやりとりで保護者から寄せられた意見について、すみやかに検討し対処を行っています。行事アンケートは保育園向けアプリを用いて行い現在は記入者が分かるようになってはいますが、法人では無記名でのアンケートの実施も検討しています。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

<p>【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	b
--	---

【判断した理由・特記事項】

苦情解決について法人によるマニュアルや記録の仕組み、記録の様式が整備されています。苦情受付責任者を施設長が、第三者委員を民生委員と、系列ではない保育園の園長が務め、入園時と年度初めに配布するしおりで保護者に説明しています。保護者代表が参加する運営委員会で出された意見については、回答を保育園向けアプリで配信し、園内掲示もしています。今回の第三者評価の保護者アンケートの結果、苦情解決について理解が不十分な保護者が多かったことから、苦情解決の仕組みについて、保護者へのさらなる周知が期待されます。

<p>【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	b
--	---

<コメント>

年2回の個人面談は担任が対応し、状況に応じて施設長も同席しています。保護者には、対面・電話・オンラインいずれかの希望、および相談内容について「面接シート」を事前に提出してもらっています。定期的な個人面談以外にも随時、保護者からの面談の要望に応じ、場合によって施設長やチーフが話を聞くなど保護者の状況に応じて柔軟に対応しています。保護者と面談をする際は、空いている保育室や事務室など落ち着いて話ができる場所で行っています。苦情解決について、園の受付担当・第三者委員・福祉サービス運営適正化委員会の連絡先、解決のフローチャートを掲載した文書を保護者に配布しています。保護者が意見を述べやすい環境について、行事の際のアンケート以外にも無記名の満足度調査を実施するなど更なる工夫が期待されます。

<p>【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	b
---	---

<コメント>

運動会や親子レクリエーションなど保護者参加の園行事の後に、保育園向けアプリで保護者アンケートを行い、施設長が結果をまとめて分析、職員で共有するとともに保護者へ配信と園内掲示を行い、改善点を次に生かしています。職員は保護者対応について研修を受け、内容を会議等で全体で共有しています。園では玄関脇の事務室のカウンターに意見箱を設置していますが、これまでのところ利用の実績はありません。保育の質の向上、利用者満足の上昇のために、積極的に保護者の意見を収集し、改善に生かす工夫が望まれます。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

<p>【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	b
---	---

<コメント>

法人による、救急対応、事故防止、誤飲誤嚥、水遊び、園外保育などの各マニュアルが整備され、園は新年度の始まる前にマニュアルを読み合わせ職員に周知しています。保育中に発生したヒヤリハット及び事故事案は、経緯・再発防止対策を決められた様式に記録し、施設長がひと月ごとに内容や時間帯などの傾向を分析し職員で共有して再発防止に努めているほか、法人の担当者も園の事故事案について分析を行いマニュアルに反映させています。毎日の昼礼で怪我の事案を各クラスから報告し全体で共有しています。園会議で、園内の事故や報道のあった事故事案について、原因や防止策について話し合っています。

<p>【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

法人による「感染症予防・衛生管理マニュアル」が整備されており、新年度が始まる前に読み合わせを行っています。園会議で嘔吐処理研修を行っています。園児および職員に感染症が発生した場合は、感染症名・感染者数・症状の特徴を園内掲示や配信により保護者に伝えています。クラスの半数以上の感染症流行があった場合には都筑区に規定に沿って連絡しています。園児・職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合は行政の規定に従って、電子システムにより都筑区に人数・年齢・状況を連絡するとともに、園関係者に感染者が発生した旨を保護者に配信しています。新型コロナウイルス対策として給食時等に飛沫防止盤を使用しています。

<p>【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 法人による危機管理マニュアルが整備され、災害発生時の対応が定められています。職員の安否確認や園との連絡用に安否確認メールのシステムを利用し、全職員が毎日訓練を兼ねて体調を入力しています。非常時には、Webサイト上の緊急掲示板や災害用伝言ダイヤルにより、保護者は安否確認ができるようになっています。園では毎月担当者が中心となって避難訓練を実施しており、また緊急時は同じ階の映画館のスタッフが応援に入ることになっています。園の入っている商業施設の防災マニュアルもあり、店長会でも防災計画について確認しています。商業施設でスタッフのための非常時におけるシミュレーションが開店前の時間に行われる際には、職員が交代で参加しています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

<p>(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 具体的な子どもへの接し方、言葉掛けなどの内容を含む年齢毎の保育マニュアルを法人で毎年作成し、新年度の始まる前に職員で読み合わせを行っています。食事補助、戸外活動、水遊び等についてのイラスト入りのマニュアルを保育室に掲示し随時確認できるようにしています。子どもの特性に合わせ、席を最後列にし状況により着席を強要しないなどの柔軟な対応をしています。年に一度系列他園の施設長が訪問し、適切な実施方法について保育場や環境をチェックし、その指摘内容について園で担当を決め改善を図っています。保育観察では着替えなどの場面で細かい手順の徹底が不十分な様子も見られたので、再度確認することが望めます。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 園では行事ごと、期ごとに振り返りを行い、実施方法の見直しに活かしています。法人や系列他園の施設長が巡回して保育の実施状況を確認し、改善に繋がっています。法人と各園の施設長が毎年項目ごとに検討チームを組み保育に関するマニュアルを作成しています。園は職員や保護者からの意見や要望を日々のやりとりやアンケートなどで収集し、職員で内容を検討して保育実践の改善につなげているほか、必要に応じてマニュアル改善の検討へ反映させています。今後は日々の保育において、マニュアルが十分に周知され実践に活かされ、さらに適切に見直し仕組みの工夫が期待されます。</p>	
<p>(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p>	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 各クラス担任は全体的な計画をもとに年間カリキュラムを作成し、それをもとに月間指導計画、そこから週案、日案を作成し実践しています。週案は日案、保育日誌、振り返りを兼ねた書式になっています。日々の振り返りは担任間で話し合っ記載したもの施設長が確認しています。個別に配慮が必要な園児に対して、法人の臨床心理士による保育観察と保育実践上の助言を受けているほか、必要に応じて横浜市北部療育センター等の職員と連絡をとり、支援内容について確認・共有を行い、計画・実践に繋がっています。振り返りの方法や判断の基準について、園全体で再度確認することが望めます。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 作成した指導計画は保育園向けアプリでデータ管理しており、各職員が園内の端末でアクセスし全クラスの分を随時確認できるようにしています。計画の見直しや変更は、端末で該当箇所の下線をつけ、会議等で情報を共有しています。アレルギー対応・離乳食・オムツ外しなど保護者の意向を確認しながら計画・見直し・実践を行っています。実践内容について各クラスの会議などで振り返りを行い、次の計画に反映させています。配慮が必要な子どもについては法人の臨床心理士・横浜市北部地域療育センターの職員の意見も反映させながら個別支援計画を作成し、評価・計画の見直しに繋がっています。計画に対する実践の評価と次の計画への流れについて再度、確認と共有が望めます。</p>	
<p>(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 子どもに関する計画・記録等は、保育園向けアプリを使ってデータ入力・管理しており、職員は全園児のデータにアクセスし確認することができます。記録の書き方についてマニュアルに記載しており、新人は適宜指導を受けています。ミーティングノート、引継ぎボード、遅番日誌などを使って早番遅番の職員とも情報を共有しています。平日毎日行っている昼礼や月の会議で子どもに関する情報を全体で共有しています。職員によって記録の書き方に差異が生じないように、再度確認が望めます。</p>	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

保育園向けアプリに使用する端末は園外持ち出し禁止とし、個人面談記録等の在園児の紙媒体の記録、および端末は事務所内の鍵付きの棚が保管場所となっており、毎日全ての端末が戻されているか職員が確認し施錠しています。前年度までの紙媒体の記録は、内容により定められた期間、事務所内および法人の倉庫に保管し、廃棄の際は専門業者が行っています。職員は入職時に職員ハンドブックにより個人情報取扱いに関する研修を受け誓約書を提出しています。保護者に対しては入園の際に個人情報取扱いについて説明し、個人情報をSNSなどに公開しないことなども伝え、同意書を得ています。

内容評価基準（20項目）

A-1 保育内容

<p>A-1-(1) 全体的な計画の作成</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	<p>b</p>
<p><コメント> 全体的な計画は、法人が児童福祉法や保育所保育指針を基に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「教育・保育において育みたい資質・能力の三本柱」を明記し、「保育理念」「保育方針」「保育目標」を基に年度末に土台を作成しています。それに地域性や家庭の実態を考慮し、各クラスの反省、評価を職員と話し合った事を集約し、施設長が年度初めに園独自のものを作成しています。出来上がった全体的な計画は年度初めに職員全体で確認し、職員が疑問に感じたことについては施設長や法人に確認しています。「パレット学習タイム」の「カリキュラムマップ」は入園時に配布していますが、更に今後は全体的な計画そのものを保護者に配布や説明する機会を作り、保護者にも子どもの成長や園での生活の見通しが持てるようにすることが望まれます。</p>	
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 保育室は窓からの採光があり、エアコンや空気清浄機、扇風機などを使用して、室温、湿度、換気など適切な状態に保つようになっています。保育教材やおもちゃはガイドラインに沿って衛生管理に努め、ラグやマットなどは週末に洗濯し、清潔に保っています。園は2クラスずつ合同で保育室を使っています。2,3歳児室と4,5歳児室の部屋の間仕切りは可動式になっており、活動によって開閉することができます。4,5歳児クラスは朝の会や食事、午睡などは合同で過ごしています。乳児クラスでは活動内容に合わせて可動式のサークルやラグを使い、安全に落ち着いて過ごせるよう配慮しています。手洗い場やトイレは清潔で子どもたちが使いやすいよう整えられています。玄関から各保育室に入る前のホールをクラス別の活動や午睡前後の着換え、絵本の読み聞かせに使ったり、一人で落ち着きたい時に使ったり、散歩時、避難時の物品の置き場として有効活用しています。また、4,5歳児保育室の隣の部屋には絵本を読むコーナーが作られています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 一人ひとりの発達過程や家庭環境等からくる子どもの状況は毎日の昼礼でこまかに報告し、全職員で情報を共有しています。子どもが安心して過ごせるように、どの職員が関わっても同じ対応ができるよう、一人ひとりを尊重した保育に努めています。施設長は怒っている子どもや泣いている子どもに「何が嫌だったのか」「何が悲しかったのか」など、子どもの気持ちをしっかりと聞くことを保育士に指導しています。保育士は信頼関係を築き、子どもたちの気持ちを汲み取り、思いや欲求を受け止め、寄り添うことを大事にしています。職員は言葉掛けについて研修をおこない、否定語や命令口調を使わず、肯定的な言葉を使うように日頃から心がけています。「ふわふわ言葉とちくちく言葉」として、子どもたち同士でも気をつけるよう子どもたちとも話しています。訪問調査日にはどの保育士も急かしたり、否定することなく、子どもの気持ちに寄り添った言葉掛けをしていました。また子どもたちも相手の気持ちになって言葉を選ぶ場面が見られました。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて基本的な生活習慣が身につけられるように配慮しています。やりたくない子どもには、「やるよ」と決めつけて言うのではなく、「どうしたいの?」と問いかけたり、選択肢を出して、選ばせることから自分でできるようにしています。急かしたり、手を出しすぎず、その子どものペースでできるようにしています。そして自分から出来た時にはその場で褒めて認めて、自分でできる感覚を掴めるようにし、次の意欲につながるようにしています。子どもたちの成長をクラス内で話し合い、トイレトレーニングなどは家庭とも情報共有をして、随時計画の見直しをおこなっています。特に乳児において月齢、体調、長時間保育の状態に合わせて、活動や休息のバランスに配慮し、また活動のメリハリが出るように日案にも工夫しています。歯磨きや手洗い、うがいの大切さは発達年齢に合わせてわかりやすく説明し、食育では朝ごはんの大切さを取り上げています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもたちの年齢や発達に応じて自主的、自発的に遊べるように絵本やおもちゃ、教材を自分で取り出せるように用意したり、遊びのコーナーを作っています。また散歩先の決定や活動内容など保育士は子どもたちが決められるように意見を求めたり、意欲的に取り組めるように子どもに声掛けをしたり、遊び込める時間を保証しています。晴れた日は公園や散歩に出かけて自然に触れたり、屋上の園庭を使ってどのクラスも外遊びの時間をたっぷり取っています。幼児クラスは集団でルールのある遊びや思い切り身体を動かす活動をしています。乳児の時から毎日名前を呼んで出席を取り、友だちを意識して関わっているようにしています。保育士は子どもたち同士のやり取りや興味を尊重して、夏祭りや運動会、劇遊びなどクラスで協同する活動に発展させています。日常的に商業施設の人々と挨拶したり、消防署を訪問したり、地域との交流があります。廃材や自然物などを使った制作やリトミック、楽器遊びなど、自由に表現活動をしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 0歳児は1歳児と同じ保育室を使っています。サークルを使って遊びの場と食事の場を分けたり、1歳児クラスと活動を分けています。保育士は情緒の安定を図れるように子どもの表情や喃語には笑顔で応答的な関わりに努め、愛着関係を築くようにしています。子どもたちの生活リズムを大事にし、その日の体調、保育時間、発達の違いなどに配慮し、午前寝や夕寝ができるようにしたり、離乳食、哺乳に対応しています。食事にかかる時間や午睡に入る時間なども一人ひとりの子どもの状況に合わせて対応しています。散歩カーを利用して、午前や午睡後に散歩に出て、自然に触れたり、探索行動ができるようにしています。日々保育園向けアプリを使って園での様子や家庭での様子を伝え合い、保護者との連携を密にし、こまやかに対応しています。限られた空間の中で工夫はされていますが、更に、着換えなど生活や遊びの場面での環境の工夫が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p><コメント> 3歳未満児の自我の育ち、自己主張を受け止め、自発的な行動を促すため、施設長は、保育士に子どもたちに疑問形で話しかけて興味や意思を引き出すようにしたり、子どもの発見したこと、視線の先にあるものを察し、気持ちを代弁したり、共感するように指導しています。個々の発達に応じた声掛けをして、子どもでできること、やりたいと頑張っている時には見守り、必要に応じて援助するようにしています。保育士は友だちとの関わりの中立ちをして、双方の気持ちを代弁しています。2歳児は3歳児と同じ部屋で過ごしているので、良い刺激になっています。家庭とは保育園向けアプリを用いて日々の活動やトイレトレーニングの進み具合、食事の量などの連携を取り、園と家庭で同じ対応ができるようにしています。幼児クラスと散歩に出かけたり、夏祭りに参加したり、異年齢の関わりがあります。1歳児クラスにおいては、限られた空間の中で工夫されていますが、着換え、室内遊びに更なる工夫が望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 3歳児クラスは2歳児クラスと朝夕は合同で遊んだり、一緒に散歩に行くなどして、年下の子どもたちに対して優しく接したり、お手本になる行動を自然と示しています。遊び途中のブロックなどは個人の箱にしまい、続きで遊ぶ事ができるよう子どもたちの遊びを保証しています。4,5歳児クラスは合同で活動することが多く、異年齢のグループを作って食事をしたり、当番活動をしています。5歳児は園の最年長者を意識して、頑張る姿を見せています。保育室はパズルやブロック、ままごとコーナー、敷物、布、おもちゃや画用紙、ペン、のりなど教材、絵本、図鑑などが用意され、子どもが好きな遊びや興味ある遊びを自分で選んだり、行事で制作したものをその後も遊びで使って、子ども同士で遊びを発展できるようにしています。保護者には保育園向けアプリで活動を知らせたり、玄関に1日の保育を掲示しています。商業施設のホームページに園の活動を紹介したり、小学校に子どもたちの作品を掲示してもらったり、地域にも園の取組を知らせています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 園は建物の外からエレベーター、スロープを使って登園することができ、園内もほぼバリアフリーになっています。個別に配慮が必要と思われる子どもには保護者に園の様子を知らせ、保護者が都筑区こども家庭支援課に相談をして、助言を受けられるようにしたり、横浜市北部地域療育センターの巡回訪問を受けられるように働きかけています。担任は療育センターの助言を受けたり、法人の臨床心理士の助言を受けて、個別支援計画を作成しています。どの保育士も同じ対応ができるように昼礼などで状況を知らせ、全員で共有しています。保育室にコーナーを作り、好きな絵本を読んで落ち着いて過ごせるようにしたり、興味のあることをみつけて一緒に取り組んだり、生活習慣が身につくように繰り返し語り掛け、やり方を見せるなど、子どもに合わせて丁寧に関わっています。保護者が臨床心理士に相談できることを玄関に掲示し、保護者にしおりでも知らせています。職員は横浜市の研修を受けたり、「気になる子の理解と支援」について園内研修をしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 朝は8時頃までは乳児と幼児は合同で過ごしています。夕方は2,3歳児、4,5歳児と一緒に過ごし、0,1歳児はその日の子どもの体調や人数によりますが、16時半頃からは合同にしています。1日の保育の流れの続きを意識し、午睡後も散歩や外遊び、体操などを取り入れる時間を作ったり、制作する時間を作ったり、動と静のメリハリをつけて、過ごしています。また、子どもによっては夕寝などの対応をしています。18時半以降は全クラス一緒に過ごしています。夕方のおやつや夕食は事前・当日の申込者に提供しています。サークルやマットを利用して落ち着ける空間作りを心掛け、おもちゃの種類や大きさは乳児に合わせています。固定シフトの順番は日中の子どもたちの様子や昼礼や引き継ぎ表を活用して把握し、子どもの状態に気を配り、保護者に伝え忘れがないように気をつけています。また、長時間での体調の変化など翌朝の早番保育士に伝え忘れがないようにしています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 全体的な計画や年間指導計画に基づいて、就学を見通した保育の内容や方法に配慮しています。保育の中に「能力開発プログラム」を取り入れています。乳児から年齢に合わせて、絵本に興味を持ち、興味・関心を広げていったり、数字や文字に関心を持ったり、鉛筆やハサミなどの使い方に慣れたり、運動できるようにしています。5歳児は「小学校準備プログラム」で、ワークブックにも取り組んでいきます。保護者には進級説明会や1月の個人面談で、小学校の生活に見通しが持てるような説明の時間を設けています。今年度は幼保小連携教育交流事業の一環として、「年長児交流お手紙交換」を9園でおこなったり、小学校に行き、他園の園児や1年生と「なかよくみんなであそぶかい」に参加したり、小学校から紹介動画をもらったりして、子どもたちは就学を楽しみにしています。保育所児童保育要録を作成し、就学前には小学校と意見交換をしています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 「感染症予防・衛生管理マニュアル」「保健計画」があります。園児は検温、体調等を保育園向けアプリに入れてから登園し、保護者と口頭で健康状態の確認をしています。午睡明けに乳児は検温して体調を確認し、園児の体調の変化、ケガについては昼礼で園内で共有しています。ケガや体調の変化は保護者に連絡し、様子の確認をしています。子どもたちの既往症やアレルギー疾患などについては一覧表にし、いつでも見ることができるようになっています。毎年見直しをし、年度初めに確認周知する機会を作っています。毎月の園だよりの中に「健康・保健メモ」を載せて、保護者に健康に関する方針や取組、家庭へのアドバイスを伝えています。予防接種の状況はその都度知らせてもらい、健康台帳に追記しています。乳幼児突然死症候群対策のため、0歳児は5分おき、1歳児は10分おきに体位なども含め個人の記録を取っています。午睡中はカーテンを開けて顔色などが確認できる明るさにしています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント> 嘱託医により、年2回健康診断と歯科健診を実施しています。健康診断や歯科健診の結果は健康台帳に記載し、保護者にも所定の用紙で知らせています。園では健診の前に保育園向けアプリ等で保護者に知らせ、不安や気になる点などを確認し、それを基に嘱託医にアドバイスしてもらっています。結果を受けて保護者は家庭での生活に活かしています。現在は感染拡大防止のため、食後の歯磨きをおこなっていませんので、食後にお茶を飲むようにしています。また、保育士は歯磨きの大切さを知らせる絵本や紙芝居などを使ったり、栄養素や咀嚼に関して食育で取り上げたりして、子どもたちが興味関心を持てるようにしています。健康診断や歯科健診の結果は職員間で共有しています。再受診の必要場合は保護者に個別に声をかけています。身長・体重測定は毎月行い、3歳児は視聴覚検査、3歳児以上で毎年尿検査をおこなっており、それぞれ健康台帳にも記載しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもには医師から提出された「アレルギー疾患生活管理表」を基にして、除去食を提供、もしくは代替食を持参してもらっています。1年に一度、栄養士と施設長、担任で保護者と面談しています。除去食は毎月園内で2回（調理員間、施設長と担任）で確認し、法人でもチェックをしたあと、保護者に献立表を渡し、確認しています。アレルギー疾患の園児は、他児とは違う色のトレイに用意され、調理室内で確認、受け取りに来た担任と確認、クラスの担任間で再度確認して、専用のテーブルに配膳しています。アレルギーについて、床に落とした食材はすぐに伝えて拾う、食べた後も手を洗う、など子どもたちにも年齢に応じてわかりやすく説明しています。職員は横浜市都筑区や法人がおこなう食物アレルギーの研修でエビペンの使用についてなどを受講しています。受講した職員は会議で報告し、職員間で共有しています。しおりや園だより、給食だよりでアレルギー疾患や既往症について保護者に知らせています。</p>	
<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント> ホールに面して調理室のガラス窓があり、子どもたちは調理の様子を覗いたり、そばのテーブルに置いてある展示用の給食を見えます。食育で芋だんごを作った2歳児は給食のどこに入っているのか、ずっと見ている、保育士から「今日作ったお団子はおやつよ、楽しみね」など会話しています。どのクラスも落ち着いた雰囲気の中で食事をしています。0,1歳児クラスの汁物は両手つきの容器で飲みやすくなっています。自分で無理なく食べられるように、申告して量を減らしています。食べられる食材が増えるように、保育士は「一口食べてみよう」と声を掛け、促しています。年齢、発達にあった「食育計画」があり、栄養士と保育士は連携して子どもたちが食材や調理に興味関心を持てるようにしています。幼児クラスは屋上のプランターで夏野菜を栽培しました。年齢に合わせたクッキングを楽しんでいます。毎月「給食だより」を発行して、食生活や食育の取組を載せています。レシピは園の外廊下にポケットを作り、自由に持ち帰れるようにしています。</p>	

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 栄養士と保育士はコミュニケーションが密に取れています。栄養士は季節を感じる旬の国産食材を利用し、切り方や見た目を工夫して子どもたちが喜ぶような気配りをしています。また、離乳食中の子どもにはその子どもに合わせた切り方をするなど対応しています。現在はコロナ禍のため、保育室の外から喫食状況を確認しています。昼礼や休憩時間を使って各クラスの好みや喫食状況を担任から確認し、献立や調理の工夫をしています。また、各クラスの保育を尊重し、食事の配膳、下膳時間を臨機応変に対応しています。栄養士は法人と月に1度オンライン会議があり、意見は献立や調理法に反映されています。子どもたちも直接栄養士と話す機会があります。調理室壁には日本地図があり、野菜の産地を示したり、郷土料理を取り上げています。また、物語メニューでは保育士は子どもの年齢に合わせて話をして物語も食事も楽しめるようにしています。衛生管理マニュアルがあり、HACCP帳票を用い、適切に衛生管理がされています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 0～2歳児クラスは保育園向けアプリを用い、毎日、家庭や園での体調、睡眠、食事、排泄、過ごし方などの様子を入力しあい、情報交換をしています。幼児クラスも同じアプリを使って保護者からは体温や体調、お迎え時間を入力する他、必要があれば「子どもの様子欄」に入力し、連絡を取り合っています。園だより、クラスだよりを毎月保育園向けアプリで配信し、園での子どもの様子を知らせたり、ホールのホワイトボードに1日の生活、活動の様子を記載し、保育の意図や保育内容が理解されるよう配慮しています。コロナ禍ですが、送迎時は保育室内に入ることができるので、保護者は遊んでいる様子や掲示された作品を見ることができます。保護者が参加できなかった行事は動画を配信して、保護者と子どもの成長を共有できるようにしています。年度末に進級説明会をしています。個人面談は年に2回おこない、面談記録は個別ファイルに保存しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 登降園の際や保育園向けアプリで保護者とは日々挨拶をしたり、感謝や労いの言葉をかけるなどコミュニケーションを取って、信頼関係を築けるように努め、保護者が安心して子育てができるように支援しています。クラス担任だけでなく、施設長や副施設長は登降園時に事務所から出て、気軽に保護者に声を掛け保護者の心配事や相談、意見が引き出せるようにしています。相談がある場合は平日夜や土曜日など保護者の勤務形態に配慮した時間を選び、面談の場所はプライバシーに配慮した場所で行なわれています。また、急な延長保育や土曜保育などに柔軟に対応して、保護者の支援をおこなっています。個人面談は事前に保護者に記入してもらった面談シートがあり、施設長は相談内容について把握をしておいて担任に助言をする体制ができています。面談は対面でもWEBでも電話でもできるようにしています。個別ファイルに保存された面談記録は、職員間で同じ支援ができるよう、共有しています。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント> 「児童虐待対応マニュアル」があります。気になる子どもがいた場合は「子どもの虐待予防・早期発見・支援のためのチェックシート」に基づき、着換え時の身体の様子、生活全般、保育者との関係、子ども同士の様子など細かいチェックリスト項目を基に観察して記録し、見逃さないように気をつけています。送迎時の保護者の表情や様子には気を配り、悩んでいる様子が連絡帳などからうかがえた場合はこまめに声をかけ、身支度を手伝うなど寄り添うようにしています。また、子どもの口から不用意に家庭での状況が周囲にわかることがないように、子どもの状態にも気を配っています。関係機関から連絡があった場合や虐待が疑われる場合はすみやかに園内で共有し、職員全体で情報を共有し、見守る体制があります。日頃から連携のある横浜市都筑区こども家庭支援課と相談しながら早期対応ができるようにしています。更に職員それぞれが意識を持って取り組めるよう、マニュアル理解の徹底や研修の充実が期待されます。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>月間指導計画は活動だけでなく、個々の子どもの成長や意欲、その取り組む姿勢を記載し、振り返りを文章化できる書式になっています。毎日のクラス内の話し合いにより、保育計画の確認、見直しをおこない、週案をたてています。日誌において、5段階の評点は記載されていますが、ねらいや配慮に対する子どもの様子や保育士の気づきの記述が十分ではないクラスも見受けられます。また、振り返りから、その月の課題を反映し、翌月の月間指導計画につながるような取組ができていないクラスも見受けられます。端末から園の職員は各クラスの指導計画を確認することができ、昼礼で子どもの姿を共有していますが、各クラスの指導計画について園全体で共有する機会を作ることが期待されます。また、振り返りの記述の仕方、指導計画の立て方、保育実践を含め、質の向上に向けて全体で話し合う時間を設け、更に学び合う意識を持つことが期待されます。</p>	

福祉サービス第三者評価 評価機関

特定非営利活動法人 よこはま地域福祉研究センター

〒231-0013 横浜市中区住吉町二丁目 17 番地 金井ビル 201 号室

TEL : 045-228-9117 FAX : 045-228-9118

URL : www.yresearch-center.jp/ Email : top@yresearch-center.jp



かながわ福祉サービス第三者評価認証機関 第 26 号
東京都福祉サービス第三者評価認証評価機関 機構15-232
社会的養護関係施設第三者評価機関 202205-001-01
